

第3号の2書式

国庫金振込請求書				給 番号	
令和	年	月	日		
小切手振出日	令和	年	月	日	
振込指定日	令和	年	月	日	
				取扱機関名	
				資金の種類 別区分	
下記の金額を、振込指定日に、別添の国家公務員給与振込明細表の通り振込んで下さい。					
ただし、この振込に係る資金は小切手振出日に交付します。					
件数		件			
金額		円			
日本銀行（何店）あて					
(資格 官職 氏 名 印)					
(日本銀行記入欄)					
小切手受領日 令和 年 月 日					
小切手番号 第 号					
受領証書					
上記請求書を受領しました。なお、別添国家公務員給与振込明細表の金額は、指定の通り、振込指定日に振込まれます。					
令和 年 月 日					
日本銀行（何店）					

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格A列4とする。
- 2 請求書は正副2枚、付表は正副5枚（取引店が日本銀行代理店である場合には、正副4枚）を複写により作成し、請求書については正副2枚を、付表については正副4枚（取引店が日本銀行代理店である場合には、正副3枚）を取引店に交付するものとする。
- 3 電子計算機その他の機器（以下「機器」という。）により、請求書又は付表を作成する場合には、カナ文字を使用することができる。
- 4 請求書の番号欄には年度間を通ずる一連番号を、小切手振出日欄には小切手の交付日を、振込指定日欄には給与の支給日を、件数欄には振込件数をそれぞれ記入するものとする。
- 5 第2号書式の備考5は、本請求書の作成について準用する。
- 6 付表は、振込先金融機関ごとに作成するものとする。ただし、振込先金融機関ごとの区分以外の区分（振込先金融機関の店舗（本店又は支店をいう。以下同じ。）ごとその他の区分）により作成することが適当であると認められる場合には、請求書の作成機関とその取引店及び取引店の統轄店が協議して、振込先金融機関ごとの区分以外の区分により作成することができる。
- 7 付表の振込先金融機関名欄には、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には当該店舗名を記入するものとし、振込先金融機関又は振込先金融機関の店舗ごとの区分以外の区分により作成する場合には記入を要しないものとする。
- 8 付表を振込先金融機関ごとに作成する場合には振込先欄の金融機関名の記入を、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には同欄の金融機関名及び本・支店名の記入を要しないものとする。
- 9 付表を機器により作成する場合において必要があるときは、振込先欄の金融機関名及び本・支店名を上下二段に記入することができる。
- 10 付表の預貯金種別欄は、該当文字を○印で囲むものとする。なお、付表を機器により作成する場合には、「普」及び「当」に代えて、それぞれ「フ」及び「ト」と記入することができる。

国家公務員給与振込明細表

振込指定日	令和 年 月 日
-------	-------------------

(取扱機関名)

(振込先金融機関名)

振込先		預貯金種別	口座番号	(フリガナ) 氏 名		金 額 円	備 考
金融機関名	本・支店名						
1		普・当					
2		普・当					
3		普・当					
4		普・当					
5		普・当					
6		普・当					
7		普・当					
8		普・当					
9		普・当					
10		普・当					
11		普・当					
12		普・当					
13		普・当					
14		普・当					
1.3cm ↑ ↓ 15		普・当					
← 2cm → ← 2cm → ← 0.5cm → ← 2cm →				小 計	件		
				合 計	件		
← 14.6cm →				← 5.1cm →		← 3cm →	

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。
- 2 請求書は正副2枚、付表は正副5枚（取引店が日本銀行代理店である場合には、正副4枚）を複写により作成し、請求書については正副2枚を、付表については正副4枚（取引店が日本銀行代理店である場合には、正副3枚）を取引店に交付するものとする。
- 3 電子計算機その他の機器（以下「機器」という。）により、請求書又は付表を作成する場合には、カナ文字を使用することができる。
- 4 請求書の番号欄には年度間を通ずる一連番号を、小切手振出日欄には小切手の交付日を、振込指定日欄には給与の支給日を、件数欄には振込件数をそれぞれ記入するものとする。
- 5 第2号書式の備考5は、本請求書の作成について準用する。
- 6 付表は、振込先金融機関ごとに作成するものとする。ただし、振込先金融機関ごとの区分以外の区分（振込先金融機関の店舗（本店又は支店をいう。以下同じ。）ごとその他の区分）により作成することが適当であると認められる場合には、請求書の作成機関とその取引店及び取引店の統轄店が協議して、振込先金融機関ごとの区分以外の区分により作成することができる。
- 7 付表の振込先金融機関名欄には、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には当該店舗名を記入するものとし、振込先金融機関又は振込先金融機関の店舗ごとの区分以外の区分により作成する場合には記入を要しないものとする。
- 8 付表を振込先金融機関ごとに作成する場合には振込先欄の金融機関名の記入を、振込先金融機関の店舗ごとに作成する場合には同欄の金融機関名及び本・支店名の記入を要しないものとする。
- 9 付表を機器により作成する場合において必要があるときは、振込先欄の金融機関名及び本・支店名を上下二段に記入することができる。
- 10 付表の預貯金種別欄は、該当文字を○印で囲むものとする。なお、付表を機器により作成する場合には、「普」及び「当」に代えて、それぞれ「フ」及び「ト」と記入することができる。